

古物営業法

大改正

＜改正のポイント＞

- ① 現在持っている古物商等許可が無効 になります!!!
改正法の施行後も引き続き古物営業を続けるには、主たる営業所等の届出を行う必要があります。

- ② 仮設店舗 でも古物の受取りが可能になりました!!!
営業制限の緩和により、あらかじめ届出をすることによって、イベント会場等における仮設店舗でも古物の受取りが可能になりました。

- ③ 欠格事由 が追加されました!!!
古物商等の欠格事由に、暴力団員等や窃盗罪や窃盗罪が追加されました。新たな欠格事由に該当すれば、許可の取消し対象となります。



ご不明な点があれば、愛知県警察本部保安課又は、各警察署生活安全課まで!!